

3 手当・年金

・・・障害の程度や所得などによって、次のとおり手当・年金が支給されます。

3 手当・年金

手 当

重度心身障害者福祉手当

対象・手当額 市内に住所を有する在宅の重度心身障害者

対 象 者	手当額（月額）
・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 [Ⓐ] ・A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	5,000 円
・療育手帳 B ・精神障害者保健福祉手帳 2 級	2,500 円

支給制限 次に該当する人は、手当の支給が受けられません。

- ①施設に入所している人
 - ②障害者本人に市区町村民税が課税されている人
 - ③特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給している人（20歳未満で身体障害者手帳 1 級又は 2 級のほかに療育[Ⓐ]又は A の手帳をお持ちの人は除く）
 - ④65 歳以上で上記対象の障害者手帳を取得した人（平成 22 年 3 月以前に既に重度心身障害者福祉手当の資格を持っている人は除く）
 - ⑤障害者手帳の有効期限が切れた人
- ※更新等で、障害判定が確定するまでの期間は、一時停止する場合があります。

支給方法 3 月・9 月に指定の口座に振込（申請月の翌月分から）

※振込日は各支給月の 24 日（24 日が土・日・祝日の場合、その直前の平日）

問い合わせ 障害福祉課（市役所 2 階） ☎048(775)5123 FAX048(776)8872

特別障害者手当

対 象 20 歳以上で、身体や精神の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する状態にある人（著しく重度の障害がある人、又は障害基礎年金 1 級程度の障害が重複する人）

支給制限 次に該当する人は、受給できません。

- ①施設に入所している人
- ②病院等に 3 ヶ月を超えて継続して入院している人
- ② 一定以上の所得がある人（⇒エラー！ブックマークが定義されていません。ページ）

手 当 額 月額 27,980 円 ※月額については、毎年 4 月に改定される場合があります。

支給方法 2 月・5 月・8 月・11 月に指定の本人口座に振込（申請月の翌月分から）

※振込日は各支給月の 10 日（10 日が土・日・祝日の場合、その直前の平日）

※制度について詳しいことは、担当までお問い合わせください。

問い合わせ 障害福祉課（市役所 2 階） ☎048(775)5123 FAX048(776)8872

3 手当・年金

・・・障害の程度や所得などによって、次のとおり手当・年金が支給されます。

障害児福祉手当

対 象 20歳未満で身体や精神の重度の障害により、日常生活に常時介護を要する状態にある人

支給制限 次に該当する人は、受給できません。

- ①施設に入所している人
- ②障害を理由とする公的年金を受給している人
- ③一定以上の所得のある人(⇒78 ページ)

手 当 額 月額 15,220 円 ※月額については、毎年4月に改定される場合があります。

支給方法 2月・5月・8月・11月に本人口座に振込(申請月の翌月分から)

※振込日は各支給月の10日(10日が土・日・祝日の場合、その直前の平日)

※制度について詳しいことは、担当までお問い合わせください。

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5123 FAX048(776)8872

特別児童扶養手当

対 象 20歳未満で一定の障害がある児童(⇒77 ページ)を監護する父母または養育者

支給制限 次に該当する人は、受給できません。

- ①児童が施設に入所している人
- ②児童が障害を理由とする公的年金を受給している人
- ③一定以上の所得がある人(⇒78 ページ)
- ④児童や受給者が日本国内に住所を有しない人

手 当 額 月額(障害児1人につき)重度 53,700 円 中度 35,760 円

※月額については、毎年4月に改定される場合があります。

支給方法 4月・8月・11月に指定口座に振込(申請月の翌月分から)

※振込日は各支給月の11日(11日が土・日・祝日の場合、その直前の平日)

※制度について詳しいことは、担当までお問い合わせください。

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5123 FAX048(776)8872

児童扶養手当

対 象 次のいずれかに当てはまる18歳の年度末までの児童または20歳未満で一定の障害を有する児童を養育する父または母もしくは養育者

- ①父母が離婚 ②父または母が死亡 ③父または母が一定の障害を有する
- ④父または母が生死不明 ⑤父または母に1年以上遺棄されている
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている ⑧母が婚姻によらず出産した

支給制限 次に該当する人は、受給できません。

- ①児童が施設に入所している人
- ②児童または受給者の公的年金等が児童扶養手当額より高い人
- ③一定以上の所得のある人 ④児童や受給者が日本国内に住所を有しない人

問い合わせ 子ども支援課(市役所5階) ☎048(775)6819 FAX048(774)5342

3 手当・年金

・・・障害の程度や所得などによって、次のとおり手当・年金が支給されます。

難病者見舞金

対 象 市の住民基本台帳に継続して1年以上登録があり、県が交付した指定難病・小児慢性特定疾病・指定疾患・特定疾患・県単独指定難病の各医療受給者証を持つ人

受付期間 毎年度4月1日から翌年3月31日まで ※申請は毎年度必要です。

手 続 き 次のものをお持ちください。市内の支所・出張所でも受け付けています。

① 上記いずれかの医療受給者証（有効期間内のもの）

② 難病者本人名義の口座内容が分かるもの（18歳未満の場合は保護者名義でも可）

支 給 額 年額1万円（年度内に1回支給）

※複数の受給者証をお持ちの方でも支給は毎年度1回になります。

問い合わせ 障害福祉課（市役所2階） ☎048(775)5123 FAX048(776)8872

年金ほか

障害基礎年金（国民年金）

国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。

※障害基礎年金（国民年金）を受給するには、保険料給付要件などの必要な条件がいくつかあります。

問い合わせ 保険年金課（市役所1階13番窓口） ☎048(775)5137 FAX048(775)9827

障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

※障害厚生年金・障害手当金を受給するには、保険料給付要件などの必要な条件がいくつかあります。

問い合わせ 共済年金加入者の場合は、勤め先を受け持つ共済組合

大宮年金事務所 さいたま市北区宮原町 4-19-9

☎048(652)3399 FAX048(652)4700

3 手当・年金

・・・障害の程度や所得などによって、次のとおり手当・年金が支給されます。

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられない人への救済措置として、「特別障害給付金制度」があります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

- 対 象 ①平成3年以前に国民年金の任意加入対象であった学生
②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方

問い合わせ 保険年金課(市役所1階13番窓口) ☎048(775)5137 FAX048(775)9827

傷病補償年金・障害補償給付(労働者災害補償保険法)

業務上の災害または通勤途上の災害によって負傷したり、病気になったりしたとき、次の制度があります。

傷病補償年金 療養を始めてから1年6ヶ月を過ぎた段階で、傷病等級1～3級に該当する方に支給します。

障害補償給付 傷病が治った(症状が固定した)時に、身体に一定の障害が残った場合、年金または一時金を支給します。

問い合わせ 勤めていた事業所を受け持つ労働基準監督署
事業所が上尾市内の場合は、さいたま労働基準監督署
さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階
☎048(600)4802 FAX048(600)4805

3 手当・年金

・・・障害の程度や所得などによって、次のとおり手当・年金が支給されます。

心身障害者扶養共済年金

心身障害者(児)の保護者(加入者)が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害者になったとき、心身障害者(児)に終身一定額の年金を支給する制度です。

対 象 ①知的障害者(児)

②身体障害者(児) (身体障害者手帳 1、2、3 級)

③精神または身体に永続的な障害のある人で①、②程度の障害と認められるもの

加 入 者 心身障害者(児)を扶養する 65 歳未満の保護者で特別な疾病や障害のない人

掛 金 1 口の掛金は下表のとおり (2 口まで加入できる)

年 金 額 1 口 月額 2 万円

加入時の年度の 4 月 1 日時点の年齢	掛金月額 (1 口あたり)
35 歳未満の人	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満の人	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満の人	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満の人	17,300 円
50 歳以上 55 歳未満の人	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満の人	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満の人	23,300 円

問い合わせ ①障害福祉課(市役所 2 階) ☎048(775)5123 FAX048(776)8872

②埼玉県障害者福祉推進課 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

☎048(830)3315 FAX048(830)4789